

E 県教組との交渉

昭和34年度における県教組との交渉は、主として教育課程に係る問題及びそれに伴う処分等について行なわれた。以下その経過の主なものについてのべる。

4月 8日 午後 2時～ 4月 9日午前 1時

場所 教育委員会室

内容 坂下町教委管内の人事について

坂下町教委管内において、昭和33年度における勤務評定及び管理職手当反対斗争に関係した者の年度末人事異動について白紙還元の申入れがあった。しかし、県教委としては、地域の批判を考慮したことや、坂下町教委の内申の手続きに誤りはないことを強調した。

4月22日 午後 1時20分～午後 7時34分

場所 教育委員会室

内容 坂下町教委における人事について

4月 8日に交渉のあったことについて、着任するよう 4月16日発令があったのでその効果について話し合いが重ねられた。

5月22日

県教組より教育課程改訂に関する公開質問状が提出された。この前後に再三にわたって、教育課程改訂について話し合いがなされた。

公開質問の内容と解答の要旨

a 教育課程の改訂は中央集権化を図り、差別教育をうながし、最低基準として大きな時間数を要求しているがどう思うか。

答 今回の改訂では学習指導要領の法的規範性は変えられたということはなく、中央集権化とは断定できない。

また、選択教科の中が大きくなったが、大部分の教科、その他については全生徒同一の学習をすることにはかわりないので差別教育になるとは思わない。

大きな時間数といっても、たいがいの学校は年間約41週分登校しているのに、学習指導要領の授業時数は35週となっているのでそこにも週間の差があるので、有効につかうことができるので無理とは思われない。

b 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」は、学校教育法第20条の規定に違反すると思う。またそれによる通達や講習会は違法であり、不必要ではないか。

答 違反する点はないと考えるし、それに基づく通達や講習会は違法のものではない。

c 教科書の採択権は現場教師にあると思うがどうか

答 教科書の採択は所管の教育委員会の責任に行なわれるものである。

7月10日 午後 1時25分～ 1時55分

場所 教育委員会室

7月の定例教育委員会の席上で、県教組代表が陳情を行った。

a, 勤務評定を撤回してもらいたい。

b, 勤務評定書を返還してもらいたい。

c, 高等学校、盲ろう学校に産休補充教員を完全に配置してもらいたい。

d, 養護教員、事務職員の定数増を願いたい。

e, 3・6・9延伸復元、日宿直料、特殊学校舎監手当、旅費を増額されたい。

f, 管理職手当及び校長海外派遣を取り止めるようにされたい。

7月11日 午前10時 5分～午前11時43分

場所 教育長室

特に、教育委員が県教組と話し合いをするために行なわれた。

a, 春山小の調査について

b, 中学校技術・家庭講習会について

c, この話し合いをつづけるための今後の日程について

d, 青年団体指導者講習会について

7月21日 午前 9時20分～午前11時55分

場所 教育委員会室

a, 学校管理規則・処務規程を改正する気はないか。

答 目下のところその必要は認めていない。

b, 小・中学校教育課程講習会出席について業務命令は出たか。

答 当然の理由のない場合以外は出張命令だが、個々にはそのときの判断による。

c, 養護教諭、事務職員の兼務はどうか。

答 地域の要望から出たものである。兼務でも勤務時間の割振りをよくするように指導している。

d, 春山小についてはどう考えるか。

答 継続審議中である。

e, 勤務評定の反省について

答 大筋はかわりない。事務的処理が便利になるようには考えたい。

以上の問題は当日の午後も教育委員と話し合いをつづけた。

7月31日

7月中旬より 8月中旬まで行われた中学校教育課程（技術・家庭科）講習会の実施に当って、会津若松会場では、県教組による相当の妨害が行われ、警官の出動を見るにいたった。

県教組から上記についての抗議書が提出された。

8月 6日 午後 2時30分～午後 4時

場所 教育長室

要望事項を申し入れて帰った。

a, 10月飯坂町において実施予定の文部省主催、東北北海道ブロック中学校改訂教育課程講習会を返上されたい。

b, 教職員スポーツ大会参加に無理のないよう指導されたい。

c, 養護教諭、事務職員の兼務につき善処されたい。

d, 複式手当支給のわをく広げてもらいたい。

8月17日 午後 1時より